

医療にかかる費用を説明する「**Good Faith Estimate** (誠実な見積書)」を受け取る患者様の権利

連邦法によって、医療機関は保険に加入していない患者様や保険を使わない患者様に対して、医療品やサービスの請求額の見積もりを提示する必要があります。

- 患者様には、緊急性を要しない医療品またはサービスの予想総費用について、**Good Faith Estimate** (誠実な見積書)を受け取る権利があります。これには、医療検査、処方薬、機器、病院代などの関連費用が含まれます。
- 医療サービスや医療品を受ける 1 営業日前までに、医療従事者から書面で **Good Faith Estimate** (誠実な見積書) が提供されていることを確認してください。また、医療品やサービスを予約する前に、かかりつけの医療従事者や患者様が選んだ他の医療従事者に **Good Faith Estimate** (誠実な見積書) を依頼することもできます。
- **Good Faith Estimate** (誠実な見積書) より少なくとも 400 ドル以上高い請求書が届いた場合、請求書に異議を唱えることができます。
- **Good Faith Estimate** (誠実な見積書) のコピーまたは画像は必ず保存してください。

Good Faith Estimate (誠実な見積書) に対する権利についてご質問がある場合や詳細を確認したい場合は、www.cms.gov/nosurprises をご覧いただくか、1-877-696-6775 までお電話ください。